平成２７年（フ）第２３５５号
横浜市南区井土ケ谷上町24番20号　タウン・エイルス壱番館201
債務者　角田　友子
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３７４号
宮崎県東諸県郡国富町大字三名879番地１
債務者　武田美喜子
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午前10時
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止

平成２７年（フ）第５８２６号
東京都新宿区西早稲田２―20―15　住友不動産高田馬場アクセス９階、商業登記簿上の本店所在地東京都足立区千住大川町36―19
破産者　株式会社ユタカシステム
1　決定年月日　平成28年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８２７号
東京都足立区千住大川町36―19
破産者　中島　　豊
1　決定年月日　平成28年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８２８号
東京都足立区千住大川町36―19
破産者　中島由美子
1　決定年月日　平成28年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６７１２号
東京都大田区田園調布本町38―５―302
破産者　高橋　孝輔
1　決定年月日　平成28年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３８５号
東京都多摩市馬引沢１丁目４番地５
破産者　有限会社旭ケミカルサービス
1　決定年月日　平成28年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３８６号
東京都多摩市馬引沢１丁目15―15―201
破産者　杉村　照雄
1　決定年月日　平成28年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１８９号
東京都世田谷区砧６丁目22―20
破産者　青山　雅博
1　決定年月日　平成28年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１９８号
東京都武蔵野市境南町２丁目８番17号
破産者　有限会社日新産業
1　決定年月日　平成28年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２１６号
千葉県船橋市丸山２丁目４―16―101
破産者　吉澤　　律
1　決定年月日　平成28年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２５０号
東京都世田谷区等々力５丁目23番17号
破産者　グローバルベイシック株式会社
1　決定年月日　平成28年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２５１号
東京都世田谷区等々力５丁目23―17
破産者　副島　隆市
1　決定年月日　平成28年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２５７号
東京都杉並区高円寺南５丁目25番26号―207
破産者　オリアナ株式会社
1　決定年月日　平成28年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２８５号
東京都江戸川区篠崎町７丁目28番２―1105号
破産者　有限会社ゴング
1　決定年月日　平成28年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３１１号
神奈川県川崎市幸区北加瀬１丁目17番３号
破産者　新進陸送株式会社
1　決定年月日　平成28年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３１２号
東京都大田区大森北６丁目５―５
破産者　田上　　洋
1　決定年月日　平成28年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３５５号
東京都品川区西五反田５丁目９番２号　アスペンシティ307
破産者　ヴァンガードインターナショナル株式会社
1　決定年月日　平成28年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３５６号
東京都品川区西五反田３丁目６―38―3102
破産者　坂本　　清
1　決定年月日　平成28年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３６３号
東京都渋谷区神宮前６丁目17番10号　原宿アールビル２階
破産者　株式会社ＴＮコーポレーション
1　決定年月日　平成28年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３６４号
東京都千代田区麹町６丁目２番６号　ユニ麹町ビル４階
破産者　麹町コンサルティング株式会社
1　決定年月日　平成28年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部